

成年後見から社会福祉事業へ

—経済的困窮者に対する法人後見の持続・拡大に向けて—

○ 皇學館大学 鵜沼 憲晴 (会員番号 2453)

〔キーワード〕 法人後見、社会福祉事業、経済的困窮者

1. 研究目的

近年の成年後見人の動向をみると、第三者後見人が9.1%（2000年）から71.9%（2016年）と急増している（最高裁判所事務総局家庭局 2017：9）。しかし、専門職後見人は高額な報酬となるほか、山田・熊倉が述べるとおり、「人数には限界がある」（山田・熊倉 2010：103）。また、報酬が比較的低いとされる市民後見人も、後見人総数のうち0.8%（最高裁判所事務総局家庭局 2017：9）と未だ浸透・普及しているとはいえない。一方、成年被後見人等の実情では、経済的困窮状態にある高齢単身世帯の増加に加え、孤立・無縁等を理由とする市区町村長申立件数が0.5%（2000年）から19.0%（2016年）と増加している。

これらより、経済的困窮等から後見報酬の支払能力が不十分な者に対する第三者後見人の確保が喫緊の課題といえる。

そこで注目されるべきは社協による法人後見である。上山は、法人後見のメリットとして、①長期継続可能性、②対象地が広範囲に及ぶ事案への対応可能性、③事務担当者の交替可能性、④担当者の心理的効果（心理的負担感の軽減等）、⑤集団的な後見開始等申立への対応可能性、⑥個人後見人では対応の難しい、極めて難易度の高い事案への対応、⑦離島のような専門職ゼロかそれに近い地域での事案への対応を挙げる（上山 2015：62）。報告者はそれに加え、社協独自のメリットとして⑧孤立無援あるいは経済的困窮状態にある者への対応を加えたい。また成年後見に関する国際動向では、障害者権利条約第12条や成年後見法世界会議「横浜宣言」（2010）を踏まえ、「パターナリズム」・「財産管理偏重」から「利用者の意思」尊重・「身上の保護」へと「パラダイム転換」しつつあるといえる（新井 2017：61）。その点、社協は住民主体の原則に基づいた地域組織化や包括的支援を行っており、⑨相談支援技術に基づいた的確な対応が可能な後見主体でもある。

本研究は、これら社協による法人後見のメリットを検証し、かつその持続・拡大に向けた課題提起を行う。

2. 研究の視点および方法

Z県内において法人後見を実施している市町社協13ヶ所を対象とした実態調査の結果を用い、上記メリットを検証する。また、同調査から明らかとなった問題に対し、社協による法人後見を維持・拡大していくための立法課題を考察する。

3. 倫理的配慮

本調査は、日本社会福祉学会倫理綱領に沿った適切な方法にて実施・回収された。また本調査の結果を活用しつつ本稿を執筆することに関しては、本調査の実施機関であるZ県社会福祉協議会および同会に設置されている成年後見推進会議の承諾をいただいた。

また本研究の全過程において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に従い研究を進めた。

4. 研究結果

法人後見実施社協13ヶ所の中には、比較的人口規模が小さい（人口5万人以下）市町も含んでおり（5ヶ所）、上記メリット⑦がうかがえる。また、受任総数64のうち、生活保護受給世帯25.0%・非課税世帯48.4%であり、かつ後見報酬平均額は1.34万円であることから、メリット⑧が該当する。さらに、業務執行状況の確認や受任対応への助言等を行う運営委員会体制がある社協が11ヶ所あることから、メリット⑥、⑨が認められる。担当職員では、複数の職員を配置している社協が10ヶ所あることからメリット①、③、④が期待できる。

一方で、専任職員のみを配置している社協は1ヶ所のみ、逆に兼任職員のみが10ヶ所であった。また収入額については、「十分」とした社協は1ヶ所に留まり、「事業継続可能だが苦しい」5ヶ所、「事業継続が困難」4ヶ所であった。

5. 考察

“後見爆発”とも称されるとおり成年後見の需要が今後さらに増すことは明白であり、法人後見はそれに応える重要な社会資源の1つである。さらに、非正規雇用労働経験者および「無業」の「単身世帯予備軍」（藤森2017：179-211）が増加・高齢化することを見据えるならば、後見報酬の支払能力が乏しい者を受任対象とする社協の法人後見の意義が今後ますます高まるともいえる。

しかし、社協による法人後見は、上記実態調査からそのメリットがうかがえるものの、多忙な「兼任」職員により「事業継続が苦しい」もしくは「困難」な収入額で辛うじて実施されている、という状況にある。

社協による法人後見を持続・拡大していくための課題の1つとして、当該事業を「認知症や精神上的の障害等により財産管理等が困難であり、かつ経済的困窮状態から後見報酬の支払能力が乏しい者」を対象とする第1種社会福祉事業（以下：新事業）としていくことを提起する。これにより、都道府県による人員・設備および運営に関する基準が条例化されると同時に、専任職員や安定的財源の確保が可能となる。また社会福祉事業となれば、社協以外の事業経営主体（後見主体）の増加にもつながると考える。